

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 7 月 1 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
令和 7 年度人形峠アトムサイエンス館原子力広報展示物更新業務
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで
- (3) 委託金額（見積上限額）
11,243,100 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 業務内容
別添令和 7 年度人形峠アトムサイエンス館原子力広報展示物更新業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 参加資格に関する事項

技術提案実施公告日から委託候補者が選定されるまでの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「5 企画・製作」小分類「1 物品」、「2 看板」、「6 イベント企画・運営」及び「7 デザイン企画」に属し、かつ、格付け区分が A であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者ではないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者ではないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受ける者ではないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (8) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (9) 業務実施に関する協議等が、必要な時期に、必要な方法（電話、対面等）により、スムーズに実施できること。

3 契約条項を示す場所

岡山県環境文化部環境企画課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
T E L 086-226-7299（直通）
F A X 086-233-7677
E-mail kanki@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式の配布機関及び場所

ア 配布期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県環境文化部環境企画課ホームページからダウンロードできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/238/>）

ウ 配布書類

- (ア) 技術提案書等作成要領
- (イ) 仕様書
- (ウ) Q&A 集
- (エ) 委託事業者選定審査要領
- (オ) 審査票
- (カ) 技術提案参加資格確認申請書（別紙様式第1号）
- (キ) 業務企画書（別紙様式第2号）
- (ク) 仕様書に関する質問・回答書（別紙様式第3号）
- (ケ) 技術提案説明者名簿（別紙様式第4号）
- (コ) 誓約書（別紙様式第5号）

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出及び審査

ア 提出書類

- (ア) 技術提案参加資格確認申請書
- (イ) 同種又は類似業務の実績

イ 提出期間

本公告の日から令和7年7月24日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

オ 審査

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合を認められる者についてはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(3) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年7月24日（木）午後5時必着

イ 受付方法

「質問・回答書」（別紙様式3号）により、F A X又は電子メールにて行い、送信後

は電話にて着信を確認すること。

ウ 宛先

上記 3 に掲げる担当部署

エ 回答方法

FAX 又は電子メールにて行うとともに、岡山県環境文化部環境企画課ホームページに掲載する。

5 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 5 時必着

(2) 提出場所

上記 3 の場所に同じ

(3) 提出書類（用紙サイズは A 4 を基本とすること）

ア 業務企画書（6 部）

イ 技術提案書（6 部）

ウ 同種又は類似業務の実績及びその内容がわかる資料（6 部）

エ 見積書（6 部）

オ 技術提案説明者名簿

(4) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

6 審査基準及び審査手続

(1) 環境企画課その他関係部局職員等を構成員とする選定委員会において審査する。

(2) 審査は、提出書類及び技術提案者のプレゼンテーションの内容により行う。

(3) 委託事業者選定審査要領により、各提案内容と見積額について総合的に評価し、委託先を決定する。

(4) プレゼンテーションは、令和 7 年 8 月 18 日（月）を予定するが、時間、場所については応募者に対し別途連絡する。

7 結果の通知方法

前項の審議結果は、応募者あて通知するとともに、岡山県環境文化部環境企画課のホームページにおいてその旨を公表する。

8 契約

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(3) 技術提案にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。

(5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（別紙様式第 5 号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは契約締結を拒んだものとみなすので、留意すること。

(6) 委託候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

9 その他

- (1) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (2) 応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (3) 審査の公正を図るため、応募者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (6) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (7) 映像等資料に係る著作権等のすべての権利は岡山県に帰属する。
- (8) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。